

(6) 母子保健医療体制等の充実

【課題】

- ・幼児の健康診査の受診率は向上しているものの、全員が受けるまでには至っていない。
【1.6歳児健診受診率（H16）92.5%→（H20）94.3%、3歳児健診受診率（H16）90.2%→（H20）92.6%（道「事業実績報告」）】
- ・周産期においてハイリスク児、ハイリスク妊婦の発生が全国と比較して高い。
【周産期死亡率（出産千対）4.8（全国4.3）】
- ・本道の広域性も鑑み、産婦人科及び小児科医師の確保等、地域の医療提供体制の整備が必要である。
- ・特定不妊治療費助成制度において、申請者数は年々増加しており、不妊で悩む夫婦が多い。
【特定不妊治療費助成事業申請者数（H16）328人→（H20）594人】

【施策の目標と主な取組】

②0 母子保健サービスの推進体制の整備

●妊産婦健康診査や乳幼児健康診査の充実、促進

- ★国の支援の動向を踏まえ、市町村における適切な妊婦健康診査の実施を指導
- ★妊婦健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査について、受診率100%を目指し、市町村からの受診勧奨を徹底
- ★低出生体重児の背景分析や妊婦の健康管理に係る調査を大学などの研究機関と共同して実施

●障がいや疾病のある子どもの早期発見

- ★先天性代謝異常等検査を実施

●長期療養児の日常生活における療育支援の推進

- ★慢性疾患などで長期に療養が必要な子どもや保護者に対して家庭訪問や相談会を実施

●生涯を通じた女性の健康の保持増進

- ★全道26か所に設置した「女性の健康サポートセンター」において、女性の健康上の相談や、普及啓発を実施するとともに、相談員の質の向上の為の研修会を実施

②1 周産期医療、小児医療等の提供体制の整備

●周産期医療センター等の充実

- ★三医大と連携し、総合周産期センター等への医師の優先的かつ重点的な配置に努め、高度で専門的な周産期医療の提供体制の確保を推進
- ★医療機関の連携や役割分担による安全で安心して出産することができる産科医療の連携体制を強化
- ★身近なところに産科医療機関がない地域における助産師外来の開設や産科医療に関する情報提供、相談機能の強化等を促進

●産婦人科医師の確保等

★エルダードクターバンク、女性医師バンク等を活用し、産婦人科医師の確保を促進

●小児救急医療等提供体制の充実

★小児救急医療の拠点となる病院や病院群の輪番制による休日夜間における診療体制及び電話相談体制の整備・充実

●自立支援医療（育成医療）の給付

★身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療を給付

●高度専門医療や療育の一体的な提供

★「子ども総合医療・療育センター（愛称：コドモックル）」において、医療・保健・福祉の有機的な連携のもとに、出生前から一貫した医療・療育を総合的に提供

(22 不妊治療の相談体制の整備)

●不妊専門相談センターによる相談、情報提供の推進

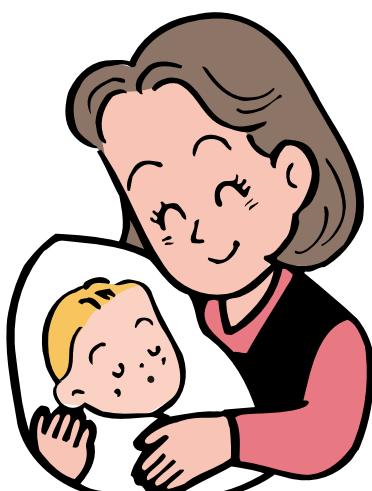
★旭川医科大学医学部附属病院に設置した「不妊専門相談センター」において、不妊に悩む夫婦に対し、治療に関する情報提供や精神面での相談を実施

●「女性の健康サポートセンター」における相談体制の充実

★全道26か所に設置した「女性の健康サポートセンター」において、「不妊治療に関する専門相談」を実施

★相談支援に当たる職員の資質の向上を図るための研修を実施

★「不妊専門相談センター」において収集・分析された知見を普及啓発



(7) 児童健全育成等の促進

【課題】

- ・社会環境の変化や年代別の児童健全育成の取組が充実してきたことから、放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなっている。
- ・自然や環境の大切さの学びや、芸術・文化に触れ感動や刺激を直接体験することにより豊かな感性と創造性を育むことが求められている。
- ・子どもたちの精神的な自立の後れや社会性の不足が顕著になっている。
- ・国際社会において主体的に行動できる資質・能力の育成が求められている。
- ・子どもたちに食習慣の乱れや肥満傾向の増加が見られる。
- ・児童生徒の発達段階に応じた、性や薬物に関する正しい知識の普及啓発等が求められている。

【施策の目標と主な取組】

23 児童館活動の促進

●児童館、児童センターの活動への支援

- ★市町村が行う施設整備への支援や子育て支援等児童館の活性化に向けた取り組みの促進

●児童館ネットワークの整備促進

- ★児童館の設置者の意見交換や研究協議を進める場への支援

24 公園、遊び場の整備

●公園等の整備、利用促進

- ★北海道広域緑地計画に基づき、広域的なレクリエーション需要などに対応する道立広域公園を整備し、利用を促進
- ★子どもたちが森林とふれあい、自然とともに生きる心を培うため、「道民の森」等の森林利用施設の利用を促進

●河川等を利用した遊び場づくり等の促進

- ★子どもたちが自然とふれあい、水辺に親しむ施設を整備するとともに、海岸での安全で快適なレクリエーションの場の創出等

25 文化、芸術等に親しむ環境の整備

●子どもの読書に関する活動、環境整備等の推進

- ★ブックスタートの促進など親子がふれあう乳幼児期からの読書活動の普及啓発を促進
- ★地域において読書活動を支援している図書館や児童館等の関係機関や民間団体、事業者などと連携した取組を促進し、家庭・地域における読書活動の充実を促進

●子どもの国際交流活動の推進

- ★諸外国や北海道に住む外国人との交流活動等を通じ、お互いの文化、習慣、価値観等の理解や協調していく態度を培う取組を促進